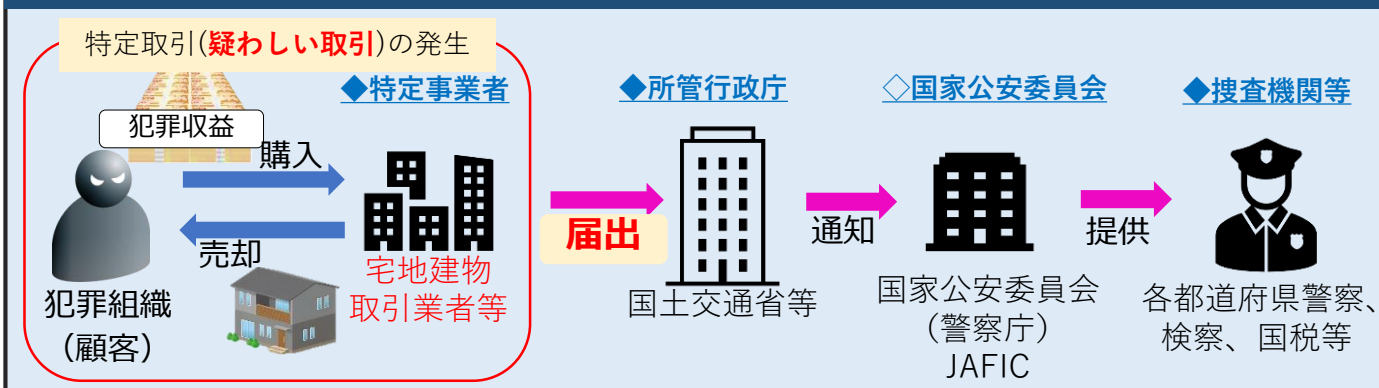


マネー・ローンダリング対策のために 疑わしい取引の届出をお願いします

宅地建物取引業者は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」における「特定事業者」として、**疑わしい取引の届出義務**が課されています。

疑わしい取引に関する情報の流れ



「この人怪しいかも？」 「犯罪で手にしたお金かも？」

などと感じたら**積極的に届出**をお願いします。

(例) ・暴力団関係者等と疑われる顧客

- ・短期間で複数の宅地又は建物を現金で購入する顧客
- ・購入後、短期間のうちに売却する顧客
- ・やたらと周囲を気にする、取引を急かす顧客 等々

※ **疑わしい取引の届出は、窓口担当者の判断で構いません！**

このほか、特定事業者には

- ・顧客等の取引時確認
- ・確認記録、取引記録等の作成及び保存（7年間保存）

等の義務が課されています。

厳格な取引時確認を実施することでマネー・ローンダリングの防止につながり、記録を適正に保存することで事後的な資金の追跡を可能にする効果があります。

届出の方法等については、JAFIC（警察庁）のホームページでご確認ください

疑わしい取引の届出と届出先行政庁

検索

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>



マネロン対策は事業者を守るためにも重要です！

兵庫県警察